令和元年　第１５回　川口市教育委員会定例会

日　時　　令和元年９月１９日（木）
　　午後１時３０分
場　所　川口市教育局教育委員会室

日　　程

１　開　会

２　点　呼

３　前回会議録の承認
（１）第１３回、第１４回川口市教育委員会定例会会議録

４　教育長報告

５　協議事項

６　議　事

議案第１２２号　川口市立幼稚園保育料徴収条例施行規則
の一部を改正する規則について　――　１
議案第１２３号　令和２年度当初川口市小・中学校教職員人事異動の方針について　――　３
議案第１２４号　令和２年度当初川口市立高等学校及び
幼稚園教職員人事異動の方針について　――　１６
議案第１２５号　職員の人事について　――当日１

７　その他

８　閉　会

議案第１２２号

川口市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和元年９月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立幼稚園保育料徴収条例施行規則（平成２７年教育委員会規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「。以下「法」という。」及び「（以下「利用者負担額」という。）」を削り、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「零」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第２項を削る。

第３条を削る。

附則第３項中「別表第１に定める額」を「零」に改める。

附則第４項を削る。

別表第１及び別表第２を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の川口市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の規定は、令和元年１０月分以後の利用者負担額について適用し、令和元年９月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第１２３号

令和２年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動の方針について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和元年９月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

令和２年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和２年度当初人事異動を推進するに当たり、川口市立小・中学校教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和元年９月１９日

川　口　市　教　育　委　員　会

令和２年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針

１　基本方針

埼玉県教育委員会の示す人事異動の方針及び細部事項の実現を期し、本市の実情に基づき、適正な異動を推進する。

２　退　職

（１）退職については、職員の定年等に関する条例（昭和５９年埼玉県条例第４号）の定めるところによる。

ただし、市費職員の退職については、川口市職員の定年等に関する条例（昭和５９年川口市条例第７号）の定めるところによる。

（２）教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勧奨退職制度の活用を図る。

３　転任・転補

（１）教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。

（２）学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。

（３）魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。

（４）教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

（５）学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤務年数の長い者については、積極的に異動を行う。

（６）配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。

（７）教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等との間の人事の交流に努める。

（８）校長、教頭、及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

４　さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校との人事交流については、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会との協議の上行う。

令和２年度当初川口市立小･中学校教職員人事異動方針細部事項

１　退職について

（１）定年は６０歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の３月３１日とする。

（２）令和２年３月３１日現在、満４５歳以上定年年齢未満で、勤続２０年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和３８年埼玉県条例第１８号）の勧奨条項を適用する。なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第２の「教育長が定める期日」は、令和元年１２月８日とする。

２　転任・転補について

（１）転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

（２）教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

（３）次の教員（教頭及び主幹教諭を除く）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア　同一校在職３年未満の者

イ　産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ　休職中の者

（４）経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

（５）事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

（６）学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

（７）近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

（８）新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

川口市立芝西中学校陽春分校（夜間中学）については、学校規模や教育課程等を踏まえ、適材を配置し、教育の充実を図る。

（９）新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後５年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(10) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職１０年以内に異動を行う。

特に、７年以上の者については、積極的に異動を行う。

(11) 過員を調整するための異動については、優先して行う。特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

(12) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

(13) 地域差･学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

(14) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

(15) 小中学校９年間を一貫した教育の推進を図るために、小･中学校間の異動に努める。

(16) 市として一貫した教育の推進を図るために、小・中学校と市立幼稚園、市立高等学校との人事交流に努める。

(17) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

(18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

3　さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・中等教育学校･特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会及びさいたま市教育委員会と協議して行う。

4　長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

市内異動に関する川口市立小・中学校地区について

1　基本方針

(1)　埼玉県教育委員会の「令和２年度当初教職員人事異動の方針」「令和２年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」及び川口市教育委員会の「令和２年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動の方針」「令和２年度当初川口市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」に基づき、異動を行う。

(2)　市内転補を異動の意向とする教職員は、所属校の存する地区以外の複数地区を「令和２年度当初人事に関する調書」の「異動にあたっての特記事項」欄に記入することができるものとする。

2　具体的な方策

(1)　小学校

①　市内を７地区に分割する。

②　原則として、現任校所在地区を除く地区を３つ以上記入する。

(2)　中学校

①　市内を５地区に分割する。

②　原則として、現任校所在地区を除く地区を２つ以上記入する。

③　各学校の教科の所要状況を前提とする。

(3)　その他

①　転補者を対象とする。

②　原則として、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員も地区制の対象とする。

③　養護教諭、事務職員で小学校、中学校の両方に異動の意向がある場合は、小学校・中学校の地区を併せて記入することができる。

④　特別支援学級に異動の意向のある者は地区制の対象外とし、特別支援学級への異動の意向のある旨を調書に記入する。

3　地区制による人事異動実施上の留意点

(1)　調書中の市町村名は、必ず記入する。

(2)　地区名の記入がない場合は、一任とみなす。また、学校名の記入については一切配慮しないこととする。

(3)　転補者に対する意向の打診は、原則として行わない。

令和２年度　市内異動に関する川口市立小・中学校地区

［小学校］

地　区	学　　校　　名				
A	上青木小 前川東小	青木北小 上青木南小	並木小 芝中央小	前川小	青木中央小
B	芝小 根岸小	芝西小 在家小	芝南小	柳崎小	芝樋ノ爪小
C	本町小 飯仲小	幸町小 原町小	仲町小 芝富士小	飯塚小	舟戸小
D	元郷小 朝日西小	領家小 東領家小	十二月田小	元郷南小	朝日東小
E	新郷小 東本郷小	安行小 安行東小	新郷南小	新郷東小	慈林小
F	神根小 戸塚北小	戸塚小 木曽呂小	神根東小 戸塚綾瀬小	差間小 戸塚南小	戸塚東小
G	鳩ヶ谷小 南鳩ヶ谷小	中居小	辻小	里小	桜町小

［中学校］

地区	学　　校　　名					
A	芝中	芝東中	芝西中	岸川中	小谷場中	在家中
B	北中	安行中	神根中	戸塚中	安行東中	戸塚西中
C	東中	南中	元郷中	十二月田中	榛松中	領家中
D	西中	青木中	上青木中	幸並中	仲町中	
E	鳩ヶ谷中	八幡木中	里中			

記入例　　＜年度当初人事に関する調書＞

※市内異動に関して、地区を記入する場合

異動にあたっての特記事項	線を引く 小Ｂ　　小Ｄ　　小Ｆ 原則として、所属校を含む地区以外を３つ以上記入する。（小学校の例）

※川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望する場合は、「異動にあたっての特記事項」の欄の上段に「川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望します」と記載してください。

異動にあたっての特記事項	川口市立芝西中学校陽春分校への異動を希望します 中Ａ　　中Ｂ

※芝西中学校陽春分校につきましては、中学校地区（Ａ～Ｅ）の中には含まれておりません。異動を希望する場合は、地区を２つ以上選択した上で、さらに特記事項にも記入してください。

市内異動に関する小学校地区

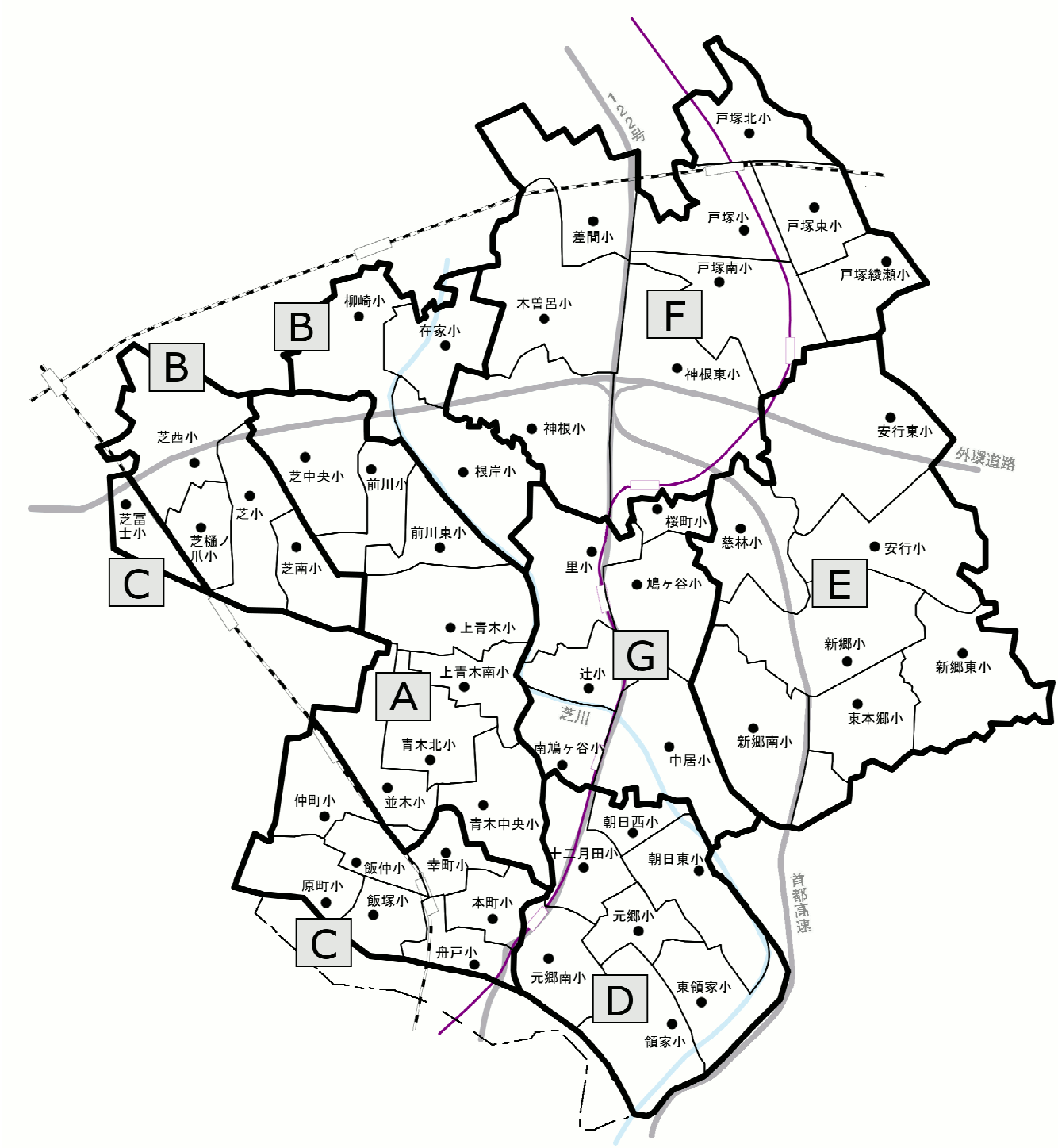

市内異動に関する中学校地区

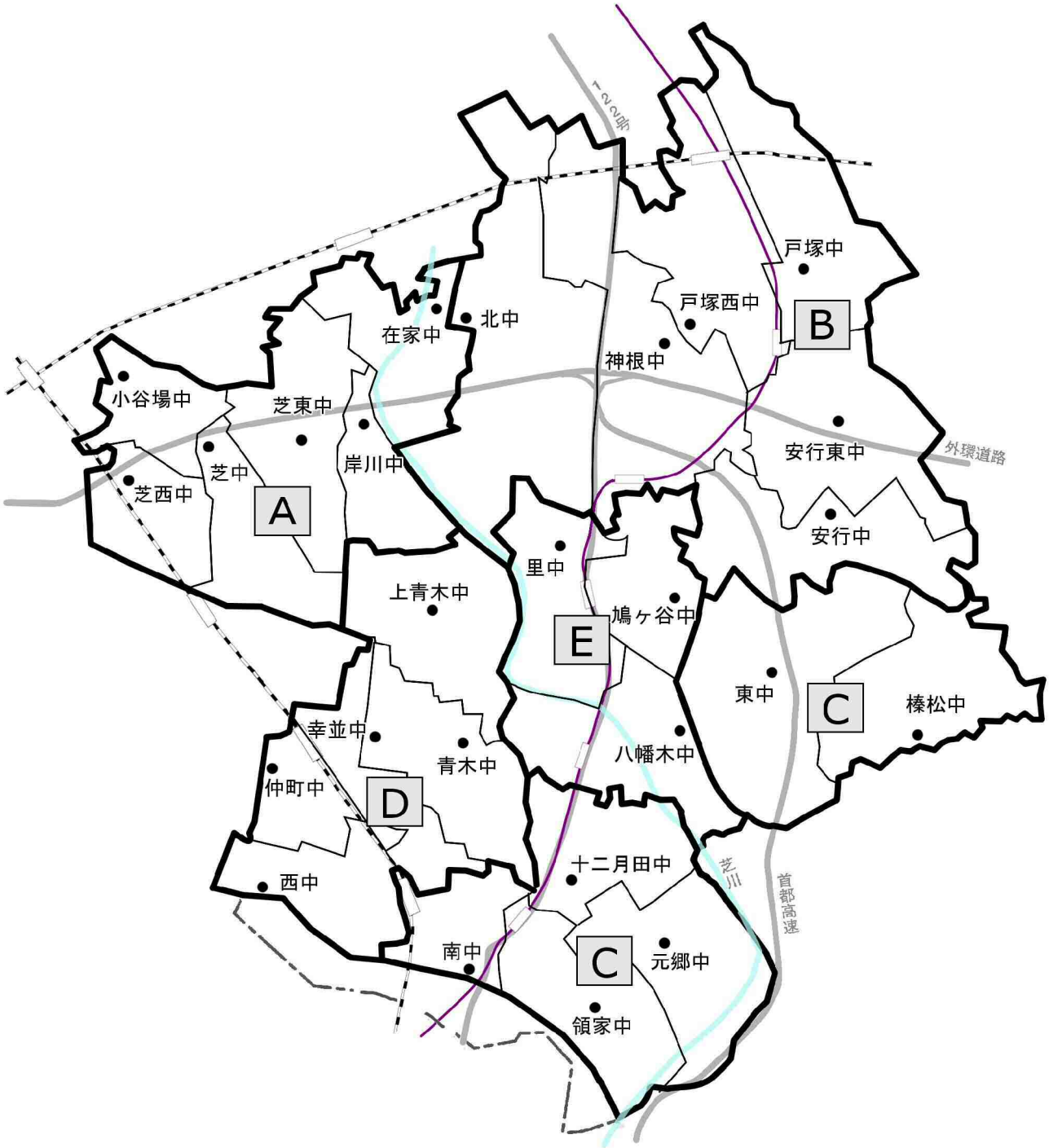

※芝西中学校陽春分校につきましては、中学校地区（A～E）の中には含まれておりません。異動を希望する場合は、地区を２つ以上選択した上で、さらに特記事項にも記入してください。

平成３１年度　川口市立小・中学校　学校別・地区別教職員平均年齢分布（管理職を除く）

１　学校別

	小　学　校	中　学　校
44 歳以上	芝樋ノ爪小、東領家小	元郷中、芝西中陽春分校
42 歳以上 44 歳未満	幸町小、朝日西小、桜町小	芝中、幸並中、在家中、
40 歳以上 42 歳未満	仲町小、芝小、芝南小、神根東小、 前川東小、芝中央小、在家小	安行東中、小谷場中、戸塚西中、 芝東中、芝西中、八幡木中
38 歳以上 40 歳未満	上青木小、飯塚小、神根小、 青木北小、領家小、舟戸小 飯仲小、安行小、原町小 元郷南小、芝西小、芝富士小 柳崎小、東本郷小、戸塚南小 辻小、里小	南中、戸塚中、青木中、安行中、 岸川中、西中、榛松中、仲町中、 上青木中、鳩ケ谷中
36 歳以上 38 歳未満	本町小、元郷小、新郷小、 十二月田小、並木小、前川小 戸塚小、青木中央小、朝日東小 新郷南小、新郷東小、慈林小、 差間小、戸塚東小、木曽呂小 戸塚綾瀬小、中居小、	領家中、十二月田中、神根中、 北中、里中
34 歳以上 36 歳未満	上青木南小、根岸小、安行東小 戸塚北小、鳩ヶ谷小、南鳩ヶ谷小	東中

２　地区別

	小　学　校	中　学　校
41 歳以上		Ａ地区
40 歳以上 41 歳未満	Ｂ地区	Ｄ地区
39 歳以上 40 歳未満	Ｃ地区、Ｄ地区	Ｂ地区
39 歳未満	Ａ地区、Ｅ地区、Ｆ地区、Ｇ地区	Ｃ地区、Ｅ地区

３　市内平均年齢　　＊令和２年３月３１日現在における教職員の平均年齢

小　学　校	中　学　校
３８．６歳	３９．７歳

４　埼玉県・全国の平均年齢

埼　玉　県（平成２８年度学校教員統計調査）		全　国（平成２８年度学校教員統計調査）	
小学校	中学校	小学校	中学校
４１．４歳	４３．８歳	４３．４歳	４３．９歳

平成３１年度埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小学校				中学校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員（特別支援学級を除く）	養護教員	事務職員
１	３			１	５		
２	４			２	８		
３	６	１		３	９	１	
４	７	１	１	４	１０	１	１
５	８	１	１	５	１１	１	１
６	９	１	１	６	１２	１	１
７	１０	１	１	７	１４	１	１
８	１１	１	１	８	１５	１	１
９	１２	１	１	９	１７	１	１
１０	１３	１	１	１０	１８	１	１
１１	１５	１	１	１１	１９	１	１
１２	１６	１	１	１２	２０	１	１
１３	１７	１	１	１３	２２	１	１
１４	１８	１	１	１４	２３	１	１
１５	１９	１	１	１５	２４	１	１
１６	２０	１	１	１６	２６	１	１
１７	２１	１	１	１７	２７	１	１
１８	２２	１	１	１８	２９	１	１
１９	２３	１	１	１９	３１	１	１
２０	２４	１	１	２０	３２	１	１
２１	２５	１	１	２１	３４	１	２
２２	２６	１	１	２２	３５	１	２
２３	２７	１	１	２３	３７	１	２
２４	２９	１	１	２４	３８	１	２
２５	３０	１	１	２５	３９	１	２
２６	３１	１	１	２６	４１	１	２
２７	３２	１	２	２７	４２	１	２
２８	３３	１	２	２８	４３	１	２
２９	３４	１	２	２９	４５	１	２
３０	３５	１	２	３０	４７	１	２
３１	３６	１	２	３１	４８	１	２
３２	３７	１	２	３２	５０	１	２
３３	３８	１	２	３３	５１	１	２
３４	３９	１	２	３４	５２	１	２
３５	４０	１	２	３５	５４	１	２
３６	４２	１	２	特別支援学級数	教　員		
３７	４３	１	２				
３８	４４	１	２	１	１		
３９	４５	１	２	２	３		
４０	４７	１	２	３	４		
４１	４８	１	２	４	６		
４２	４９	１	２	５	７		
４３	５０	１	２	６	９		

養護教員については、小学校が児童数８５１人以上の場合、中学校が生徒数８０１人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

基準外配当教員に係る算出表（小学校）

児童数 ※　小学校第2学年が該当学年となる。	基準外配当教員 ※　基準教員数に加え、該当学年につき1名の教員が配当される。	標準学級数（40 人編制）
1～35		1学級
36～40	基準外配当　1名	
41～70		2学級
71～80	基準外配当　1名	
81～105		3学級
106～120	基準外配当　1名	
121～140		4学級
141～160	基準外配当　1名	
161～175		5学級
176～200	基準外配当　1名	
201～210		6学級
211～240	基準外配当　1名	
241～245		7学級
246～280	基準外配当　1名	
281～320		8学級
281～320	基準外配当　1名	

基準外配当教員に係る算出表（中学校）

生徒数 ※　中学校第1学年が該当学年となる。	基準外配当教員 ※　基準教員数に加え、該当学年につき1名の教員が配当される。	標準学級数（40 人編制）
1～38		1学級
39～40	基準外配当　1名	
41～76		2学級
77～80	基準外配当　1名	
81～114		3学級
115～120	基準外配当　1名	
121～152		4学級
153～160	基準外配当　1名	
161～190		5学級
191～200	基準外配当　1名	
201～228		6学級
229～240	基準外配当　1名	
241～266		7学級
267～280	基準外配当　1名	
281～304		8学級
305～320	基準外配当　1名	

議案第１２４号

令和２年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動の方針について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和元年９月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

令和２年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和２年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定めたので、教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和元年９月１９日

川　口　市　教　育　委　員　会

令和２年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針

１　基本方針

（１）本市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、本市の実情に基づき、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。

（２）本市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。

（３）教育の機会均等を図るため、川口市立高等学校（以下「高等学校」）・川口市立幼稚園（以下、「幼稚園」）の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。

（４）本市教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。

（５）定年退職者等の再任用教職員については、豊かな経験を生かすとともに、適切な配置に努める。

（６）女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、積極的な登用に努める。

（７）障害のある教員等については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

２　退　職

退職については、川口市職員の定年等に関する条例（昭和５９年川口市条例第７号）の定めるところによる。

ただし、定時制の課程の県費負担教職員の退職については、職員の定年等に関する条例（昭和５９年埼玉県条例第４号）の定めるところによる。

また、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勧奨退職制度の活用を図る。

３　転任・転補

（１）教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに高等学校・幼稚園の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。

（２）高等学校および幼稚園の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。

（３）魅力ある高等学校・幼稚園づくりの推進を目指し、高等学校・幼稚園における

教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。

（４）教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、高等学校・幼稚園の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

（５）高等学校・幼稚園の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。

（６）学級減等に伴い、配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先する。

（７）教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、川口市立小学校、川口市立中学校、県立高等学校、県立特別支援学校等との間の人事の交流に努める。

（８）校長、園長、副校長、教頭、主幹教諭については、高等学校・幼稚園の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

４　採用等

（１）高等学校教員等の採用は、原則として、埼玉県教育委員会の教員採用候補者名簿に登載された者、または市の採用選考試験合格者の中から採用する。

（２）幼稚園教員等の採用は、原則として、市の採用選考試験合格者の中から採用する。

（３）校長、園長、副校長、教頭及び主幹教諭は、有資格者の中から、真にその職に適する者を任用する。

（４）定年退職等の再任用については、職員の再任用に関する条例（平成１３年川口市条例第１０号）の定めるところによる。

ただし、定時制の課程の県費負担教職員の定年退職者等の再任用については、職員の再任用に関する条例（平成１３年埼玉県条例第６号）の定めるところによる。

５　人事交流等

川口市立中学校ならびにさいたま市立高等学校、川越市立高等学校との期限を定めた人事交流を積極的に進める。人事交流については、埼玉県教育委員会及び関係市教育委員会と協議の上行う。

６　その他

高等学校教職員の異動に関しては、原則として令和２年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱及び同取扱要領の該当事項を準用する。

令和２年度当初川口市立高等学校人事異動方針細部事項

令和２年度当初川口市立高等学校教職員の人事異動は、「令和２年度当初川口市立高等学校及び幼稚園教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

１　教職員の退職について

（１）　定年は６０歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の３月３１日とする。

（２）令和２年３月３１日現在、満４５歳以上定年年齢未満で、勤続２０年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和３８年埼玉県条例第１８号）の勧奨条項を適用する。

なお、「教育長が定める期日」は、令和元年１２月８日とする。

２　転任について

教員等の経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るとともに、川口市立高等学校の気風を刷新して、教育効果を高めるため、各教職員の等の能力や適性を考慮して、人事異動を次のとおり推進する。

（１）経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るため、経験人事ならびに計画人事を強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させる。

（２）川口市立高等学校が採用後２校目の学校であり、８年以上在職する者、川口市立高等学校が採用後３校目以降の学校となり、１１年以上在職する者については、早期の異動実現に努める。

（３）配当定員又は教科別担当者数に過員が生じる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

（４）幼・小・中・高の一貫した教育ならびに、高等学校教育の一層の充実を図るために、市立中学校ならびに他市立高等学校との人事交流に努める。

（５）さいたま市立高等学校ならびに川越市立高等学校への人事交流は、原則４年間を期限とし、交流期間中は、川口市立高等学校の在籍とする。

川口市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨

令和元年１０月から実施される幼児教育・保育の無償化に向けた、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、規則中の利用者負担額を変更し、規定の整備を行うもの。

2　改正の内容

園児の保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額を「零」に改め、規定及び文言の整備を行うもの。

3　施行期日

令和元年１０月１日から施行するもの。

4　予算措置

令和元年９月議会にて減額補正

5　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第７号）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第１７号）

(2) パブリック・コメント

不要

議案第１２２号参考資料

川口市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○　川口市立幼稚園保育料徴収条例施行規則（平成２７年教育委員会規則第１８号）

改　　正　　案	現　　行
（利用者負担額） 第２条　条例第３条第１項の規定により園児の保護者（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号　　）第６条第２項に規定する保護者をいう。以下同じ。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額（　　）は、零とする。	（利用者負担額） 第２条　条例第３条第１項の規定により園児の保護者（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第６条第２項に規定する保護者をいう。以下同じ。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額（以下「利用者負担額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該各号に定める額が法第２７条第１項に規定する特定教育・保育（教育に限る。以下「特定教育・保育」という。）又は法第２８条第１項第３号に規定する特別利用教育（以下「特別利用教育」という。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額を超えるときは、当該内閣総理大臣が定める基準により算定した額とする。 （１）　特定教育・保育を受けた園児の保護者　別表第１に定める額 （２）　特別利用教育を受けた園児の保護者　別表第２に定める額 ２　月の途中において入園し、又は退園した園児に係る保護者の利用者負担額は、前項各号に定める額を子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「府令」という。）第５９条第１号に定める日数を基礎として日割によって計算して得た額とする。この場合において、１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 第３条　教育委員会は、府令第５６条に規定する事由があることにより利用者負担額を園児の保護者が負担することが困難であると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、当該保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して別に定めることができる。
附　則	附　則

議案第１２２号参考資料-2-

<table>
<tr><th>改　　正　　案</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>１・２　（略）
（利用者負担額に関する経過措置）
３　条例附則第５項の規定により園児の保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額は、零とする。

別表第１　削除</td><td>１・２　（略）
（利用者負担額に関する経過措置）
３　条例附則第５項の規定により園児の保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額は、別表第１に定める額とする。
（平成２７年度の保育料に係る利用者負担額の特例）
４　この規則の施行の日前から引き続き在園する園児の保護者（市から支給認定（法第２０条第４項に規定する支給認定をいう。）を受けた者に限る。）の平成２７年度の保育料に係る別表第１及び別表第２の規定の適用については、別表第１及び別表第２中「９，８００円」とあるのは、「９，３００円」とする。

別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>階層区分</th><th>定義</th><th>利用者負担額（月額）</th></tr>
<tr><td>第１階層</td><td>特定教育・保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付を受けている者（以下「支援給付受給者」という。）である支給認定保護者</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>第２階層</td><td>第１階層を除き、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者</td><td>３，０００円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

改　正　案	現　行
	第３階層　第１階層及び第２階層以外の支給認定保護者　９，８００円 備考 １　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　被保護者　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者をいう。 （２）　支給認定保護者　法第２０条第４項に規定する支給認定保護者をいう。 （３）　養育里親等　子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。以下「政令」という。）第４条第１項第４号に規定する養育里親等をいう。 ２　この表の第２階層における「市町村民税の所得割を課されない者」とは、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第２９２条第１項第２号に規定する所得割（同法第３２８条の規定によって課されない者(市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)をいう。 ３　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、婚姻をすることなく母又は父となり、かつ、現に婚姻をしていない者（教育委員会が認める者に限る。）であって、扶養親族である子その他の教育委員会が認める者と生計を一にするものであるときは、当該者を地方税法第２９２条第１項第１１号に規定する寡婦（以下「寡婦」という。）又は同項第１２号に規定する寡夫（以下「寡夫」という。）であるとみなし、同法第２９５条第１項又は第３１４条の２第１項第８号若しくは第３項及び第３１４条の６の規定を適用して市町村民税の額を計算するものとする。

改　正　案	現　行
	４　階層区分の証明をすることができない場合は、当該支給認定保護者については、第３階層にあるものとみなしてこの表を適用する。 ５　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において次に掲げる者に該当する場合において、当該支給認定保護者の市町村民税所得割合算額（支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割の額（府令第２０条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。次項及び第９項において同じ。）が７７，１０１円未満であるときの当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、同表中「３，０００円」とあるのは「零」と、「９，８００円」とあるのは「３，０００円」とする。 （１）　要保護者（生活保護法第６条第２項に規定する要保護者をいう。 （２）　府令第２２条各号に掲げる者 ６　市町村民税所得割合算額を算定する場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。 ７　負担額算定基準子ども等が同一世帯に２人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる園児に関する利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 （１）　負担額算定基準子ども等のうち、第１子（負担額算定基準

改　正　案	現　行
	子ども等のうち最も年齢が高い子ども（最も年齢の高い子どもが２人以上いる場合は、そのうちの１人の子ども）をいう。次号において同じ。）を除き、最も年齢が高い子ども（最も年齢の高い子どもが２人以上いる場合は、そのうちの１人の子ども。次号において「第２子」という。）である園児　この表に定める利用者負担額の２分の１に相当する額 ８　前項の負担額算定基準子ども等とは、次の各号に掲げる子どもをいう。 （１）　政令第１４条に規定する負担額算定基準子ども （２）　川口市家庭保育条例（昭和５２年条例第１１号）第２条の規定に基づき、市からの委託により家庭保育室において保育を受けている小学校就学前子ども(法第６条第１号に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。) ９　特定被監護者等（政令第１４条の２第１項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が２人以上いる場合で支給認定保護者の市町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満であるときの当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 （１）　特定被監護者等のうち、最年長特定被監護者（特定被監護者等のうち最も年齢が高い者（最も年齢の高い者が２人以上いる場合は、そのうちの１人の者）をいう。次号において同じ。）の次に年齢が高い者（当該者が２人以上いる場合は、そのうちの１人の者）である園児　この表に定める利用者負担額の２分の１に相当する額（当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第２階層に該当する場合にあっては、零） （２）　特定被監護者等のうち、最年長特定被監護者及び前号に規定する特定被監護者等のうち最年長特定被監護者の次に年齢が高い者（当該者が２人以上いる場合は、そのうちの１人の者）以外のものである園児　零 １０　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において第５項各号に掲げる

改　　正　　案	現　　行
別表第２　削除	者に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。 別表第２（第２条関係）

階層区分	定義	利用者負担額（月額）
第１階層	特別利用教育のあった月において被保護者、支援給付受給者又は里親である支給認定保護者	０円
第２階層	第１階層を除き、支給認定保護者及び支給認定保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税の所得割を課されない者である場合における当該支給認定保護者	３，０００円
第３階層	第１階層及び第２階層以外の支給認定保護者	９，８００円

備考

１　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　被保護者　生活保護法第６条第１項に規定する被保護者をいう。

（２）　里親　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４に規定する里親をいう。

（３）　支給認定保護者　法第２０条第４項に規定する支給認定保護者をいう。

２　この表の第２階層における「市町村民税の所得割を課されない者」とは、特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号

改　　正　　案	現　　行
	に規定する所得割を課されない者をいう。 ３　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が、婚姻をすることなく母又は父となり、かつ、現に婚姻をしていない者（教育委員会が認める者に限る。）であって、扶養親族である子その他の教育委員会が認める者と生計を一にするものであるときは、当該者を寡婦又は寡夫であるとみなし、地方税法第２９５条第１項又は第３１４条の２第１項第８号若しくは第３項及び第３１４条の６の規定を適用して市町村民税の額を計算するものとする。 ４　階層区分の証明をすることができない場合は、当該支給認定保護者については、第３階層にあるものとみなしてこの表を適用する。 ５　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月において次に掲げる者に該当する場合において、当該支給認定保護者の市町村民税所得割合算額（支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が４月から８月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割の額を合算した額をいう。次項及び第９項において同じ。）が７７，１０１円未満であるときの当該支給認定保護者に関するこの表の規定の適用については、同表中「３，０００円」とあるのは「零」と、「９，８００円」とあるのは「３，０００円」とする。 （１）　要保護者 （２）　府令第２２条各号に掲げる者 ６　市町村民税所得割合算額を算定する場合において、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとす

改　　正　　案	現　　行
	る。 ７　負担額算定基準小学校就学前子ども等が同一世帯に２人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる園児に関する利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 （１）　負担額算定基準小学校就学前子ども等のうち、第１子（負担額算定基準小学校就学前子ども等のうち最も年齢が高い子ども（最も年齢の高い子どもが２人以上いる場合は、そのうちの１人の子ども）をいう。次号において同じ。）を除き、最も年齢が高い子ども（最も年齢の高い子どもが２人以上いる場合は、そのうちの１人の子ども。次号において「第２子」という。）である園児　この表に定める利用者負担額の２分の１に相当する額 （２）　第３子以降の子ども（第１子及び第２子以外の子どもをいう。）である園児　零 ８　前項の負担額算定基準小学校就学前子ども等とは、次の各号に掲げる子どもをいう。 （１）　政令第１４条第１号ロに規定する負担額算定基準小学校就学前子ども （２）　川口市家庭保育条例第２条の規定に基づき、市からの委託により家庭保育室において保育を受けている小学校就学前子ども ９　特定被監護者等が２人以上いる場合で支給認定保護者の市町村民税所得割合算額が５７，７００円未満であるときの当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 （１）　特定被監護者等のうち、最年長特定被監護者（特定被監護者等のうち最も年齢が高い者（最も年齢の高い者が２人以上いる場合は、そのうちの１人の者）をいう。次号において同じ。）の次に年齢が高い者（当該者が２人以上いる場合は、そ

改　　正　　案	現　　行
	のうちの１人の者）である園児　この表に定める利用者負担額の２分の１に相当する額（当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第２階層に該当する場合にあっては、零） （２）　特定被監護者等のうち、最年長特定被監護者及び前号に規定する特定被監護者等のうち最年長特定被監護者の次に年齢が高い者（当該者が２人以上いる場合は、そのうちの１人の者）以外のものである園児　零 １０　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月において第５項各号に掲げる者に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「５７，７００円」とあるのは「７７，１０１円」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

写

教県第３４９号
令和元年９月１日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長
各県立学校長
各教育事務所長
様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和２年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

川口市
教育局
’19.09.13
学務課
第183号

令和２年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和２年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和元年９月１日

埼玉県教育委員会

令和２年度当初教職員人事異動方針

１　基本方針

「第３期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下の(1)から(7)に基づき、人事異動を推進する。

(1)　本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢（てき）し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
(2)　本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
(3)　教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
(4)　本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
(5)　定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
(6)　女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
(7)　障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

２　退職

(1)　退職については、職員の定年等に関する条例（昭和５９年埼玉県条例第４号）の定めるところによる。
(2)　教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勧奨退職制度の活用を図る。

３　転任・転補

(1)　教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
(2)　学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。

(3)　魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。

(4)　教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

(5)　学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。

(6)　配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。

(7)　教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事の交流に努める。

(8)　校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

４　採用等

(1)　教職員の採用は、採用候補者名簿に登載された者の中から行う。

(2)　校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を任用する。

　また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

(3)　定年退職者等の再任用については、職員の再任用に関する条例（平成１３年埼玉県条例第６号）の定めるところによる。

５　さいたま市との人事交流

　さいたま市立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。

写

教小第２７６号
令和元年９月１日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 様
各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長
（公印省略）

令和２年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項
について（通知）

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。
なお、実施に当たっては、「令和２年度当初教職員人事異動方針について」を踏まえ各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。
また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

川口市
教育局
’19.09.13
学務課
第184号

令和２年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和２年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和２年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

１　退職について

(1)　定年は６０歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の３月３１日とする。

(2)　令和２年３月３１日現在、満４５歳以上定年年齢未満で、勤続２０年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和３８年埼玉県条例第１８号）の勧奨条項を適用する。

　なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第２の「教育長が定める期日」は、令和元年１２月８日とする。

２　転任・転補について

(1)　転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2)　教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3)　次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア　同一校在職３年未満の者

イ　産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ　休職中の者

(4)　経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

　特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5)　事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

　特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6)　学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7)　へき地及びこれに準ずる地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8)　近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9)　新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10)　新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後５年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11)　学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職１０年以内に異動を行う。

　特に、７年以上の者については、積極的に異動を行う。

(12)　過員を調整するための異動については、優先して行う。

　特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

(13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

(14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

(15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

(16) 小中学校９年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

(17) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

(18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

3　採用等について

(1) 教員・事務職員の新規採用については、採用候補者名簿に登載された者の中から、全県的視野に立って行う。

(2) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。

その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。

(3) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。

その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。

なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

(4) 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

(5) 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

(6) 定年退職者等の再任用職員については、職員の再任用に関する条例（平成１３年埼玉県条例第６号）によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により、採用する。

なお、採用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

4　さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会が協議して行う。

5　長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

(1) 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

(2) 教育事務所長は、上記(1) の計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の理解と協力を得て、広域的な異動を推進する。

写

教県第４４０号
令和元年９月１日

各県立学校長　様

埼玉県教育委員会教育長

令和２年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱等について（通知）

「令和２年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱」及び「令和２年度当初県立学校教職員人事異動取扱要領」を別紙のとおり定めたので通知します。

貴管下教職員に対し、その趣旨を周知徹底するよう願います。

川口市
教育局
’19.09.13
学務課
第185号

令和２年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱

令和２年度当初の県立学校教職員の人事異動は、「令和２年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

１　教職員の退職について

（１）定年による退職については、職員の定年等に関する条例（昭和５９年埼玉県条例第４号）に定めるところによるものとする。

（２）令和２年３月３１日現在満４５歳以上定年年齢未満で、勤続２０年以上の者が同日に退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和３８年埼玉県条例第１８号）の勧奨条項を適用する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第２の「教育長が定める期日」は、令和元年１２月８日とする。

２　教員等（実習助手、実習教諭及び寄宿舎指導員を含む。副校長、教頭及び主幹教諭を除く。）の転任について

教員等の経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るとともに、各学校の気風を刷新して、教育効果を高めるため、各教員等の能力や適性を考慮して、人事異動を次のとおり推進する。

（１）経験人事

多様な経験を積み、視野を広め、資質の向上を図るため、原則として、採用以来同一校に勤務する者は、同校在職５年以内に、採用後２校目の学校に勤務する者は、同校在職７年以内に、それぞれ異動を行う。

（２）計画人事

各学校の特色に応じて、教員組織を充実させ、教育効果を高めるとともに、教員組織の不均衡を是正し、全県的な教育水準の向上を図るため、採用後３校目以降の学校に勤務する者は、その能力・適性を考慮し、原則として、同校在職１０年以内に異動を行う。学校の特色に応じた人材については、その異動に配慮する。

（３）過員解消人事

各学校における配当定員又は教科別担当者数に過員を生ずる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

（４）その他

ア　同一校在職３年未満の者は、異動の対象としない。ただし、過員解消人事及び校内結婚などの特別な事情がある場合は、この限りでない。

イ　教員配置の地域的不均衡を調整するための異動を推進する。

ウ　専門高校における普通教科担当の教員組織の充実を図るため、経験豊かな教員の配置に努める。

エ　全日制、定時制及び通信制の各課程相互間、普通科の高校と専門高校相互間、並びに高等学校と特別支援学校相互間の異動を積極的に行う。また、高等学校と中学校相互間の異動、教員の行政職への出向に取り組む。

教員は、原則として、在職中１回以上、定時制若しくは通信制の課程、専門高校、特別支援学校、新設校（設置後５年以内の学校をいう。）又は中学校等（中学校、教育局及び知事部局等をいう。）のいずれかに勤務するものとする。

オ　女性教員の全校配置に努める。

カ　初任者研修を円滑に実施するため、新採用教員の配置に関連する異動を優先して行う。なお、新採用教員の配置は、特定の学校に偏ることなく、全県的視野に立って行う。

キ　県立中学校の教職員の人事異動については、県立高等学校からの転入者は、「県立学校教職員人事異動実施要綱」及び「同取扱要領」等により、公立中学校からの転入者は、「市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」等によるものとする。

ク　障害のある教員等については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

３　教員等の採用について

教員等の採用に当たっては、次のとおり行うものとし、優れた資質を有する人材の確保に努めるとともに、学校間の教員組織の均衡を勘案して、その適正配置に努める。

（１）教員については、教員採用候補者名簿登載者の中から採用する。

（２）実習助手については、実習助手採用候補者名簿登載者の中から採用する。

（３）寄宿舎指導員については、寄宿舎指導員採用候補者名簿登載者の中から採用する。

４　事務職員等（司書、栄養教諭・技術職員及び技能職員を含む。）の転任について

職員の視野を広め、識見を高めるとともに、学校の職務執行体制の整備充実等を図るため、学校間の異動を次のとおり推進する。

また、学校及び教育局・知事部局等相互間の人事交流を積極的に推進する。

（１）計画人事

ア　同一校在職５年以上の事務職員及び同一校在職１０年以上の司書については、計画的かつ強力に異動を行う。

イ　同一校在職１０年以上の栄養教諭・技術職員及び技能職員については、配置上の特殊性に配慮しながら、計画的に異動を行う。

（２）過員解消人事

各学校における配当定員に過員を生ずる場合は、その解消のための異動及びこれに関連する異動を優先して行う。

（３）その他

ア　定時制課程及び特別支援学校における組織を充実させるため、経験豊富な事務職員の配置に努める。

イ　同一校在職３年未満の者は、原則として異動の対象としない。ただし、配当定員に過員を生ずる場合、校内結婚に伴う場合などの特別な事情がある場合は、この限りでない。

ウ　採用後１校目の学校に勤務する事務職員は、原則として在職３年で異動を行う。

エ　障害のある事務職員等については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

５　事務職員等の採用について

（１）事務職員については、職員採用候補者名簿登載者の中から採用する。

（２）司書については、司書採用候補者名簿登載者の中から採用する。

（３）栄養技師については、栄養士採用候補者名簿登載者の中から採用する。

（４）技能職員については、技能職員採用候補者名簿登載者の中から採用する。

６　定年退職者等の再任用について

定年退職者等の再任用職員については、「職員の再任用に関する条例」（平成１３年埼玉県条例第６号）によるものとし、従前の勤務実績等に基づく選考により、採用する。

７　主幹教諭の人事について

（１）管理職（教頭）候補者名簿登載者の中から登用する。その際、女性教員の積極的な登用に努める。

（２）学校の課題解決のため、全県的な視野の下に配置する。

（３）希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

８　管理職の人事について

（１）人材の抜擢を行い、若手管理職の登用に努める。

（２）組織の活性化を図るため、女性管理職の登用に努める。

（３）希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」及び「希望降任制度実施要綱」に基づき行う。

令和２年度当初県立学校教職員人事異動取扱要領

「令和２年度当初教職員人事異動方針」及び「令和２年度当初県立学校教職員人事異動実施要綱」に定めるものの他、人事異動の具体的な取扱いは、この要領の定めるところによる。

第１　教員

（１）経験を豊かにし、視野を広め、資質の向上を図るため、経験人事を全県的視野から強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させる。

（２）各学校の教員組織を充実させ、不均衡を是正するとともに、全県的教育水準の向上を図るため、計画人事を強力に行う。そのため、「異動希望校及び異動希望校において貢献可能な自己の適性・実績及び抱負について」を提出させる。

なお、採用以来同一校に６年以上在職する者、採用後２校目の学校に８年以上在職する者、採用後３校目以降の学校に１１年以上在職する者については、できるだけ早期の異動実現に努める。

第２　実習助手・実習教諭・寄宿舎指導員

第１の規定は、実習助手、実習教諭、寄宿舎指導員に、これを準用する。

第３　事務職員等

（１）各学校における職務執行体制の整備充実を進めるとともに、職員の職務能力の開発及び資質の向上を図るため、計画的異動を強力に行う。

（２）学校と教育局、他の教育機関及び他の任命権者相互間の人事交流を積極的に推進するとともに、広い視野、識見を備えた職員を養成するため、高等学校と特別支援学校間の異動も積極的に推進する。